

参 考 資 料

第 8 5 4 定例会（令和 2 年 3 月）

- 報告第 1 号
新型コロナウイルス感染症対策のための一斉臨時休業について P 1 ~P14
- 報告第 2 号
議案に対する意見について P15~P22
- 議案第 1 号
「学校における働き方改革プラン」について P23
- 議案第 2 号
青森県文化財保存活用大綱について P24~P30
- 議案第 3 号
特別史跡三内丸山遺跡整備計画について P31~P39
- 議案第 4 号
青森県文化財保護審議会委員の人事について P40~P41
- 議案第 7 号
社会教育主事の派遣に関する規則を廃止する規則案について P42~P43

各県立学校長 殿

教 育 長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校
及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（通知）

このたび、文部科学省から、令和2年2月28日付け元文科初第1585号により、別添1のとおり全国一斉の臨時休業を行うよう要請がありました。

この要請を踏まえ、県教育委員会では、何よりも子どもたちの健康・安全を第一に考え、多くの子どもたちや教職員が日常的に長時間集まることによる新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、県立学校において、3月3日から学年末休業日までの間の一斉臨時休業の措置を講じることとしました。

つきましては、県立学校学則第5条の規定に基づき、臨時休業の措置をとってくださるようお願いします。

なお、この場合において、同条に基づく教育委員会への報告は不要とします。

また、休業期間中の対応等については、別添2のとおりとなりますので、各学校の校長におかれては、本通知の内容について教職員等に周知の上、適切に対応してくださるようお願いいたします。

【担当】

学校教育課

高等学校指導グループ

主任指導主事 下山 敦 史

TEL 017-734-9883 FAX 017-734-8270 (共通)

E-mail atsushi_shimoyama@pref.aomori.lg.jp

特別支援教育推進室

主任指導主事 佐藤 忠 全

TEL 017-734-9882

E-mail chuzen_sato@pref.aomori.lg.jp

小中学校指導グループ

主任指導主事 成田 王 仁

TEL 017-734-9895

E-mail ojin_narita@pref.aomori.lg.jp



元文科初第1585号
令和2年2月28日

各 都 道 府 県 ・ 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
各 文 部 科 学 大 臣 所 轄 学 校 法 人 理 事 長 殿
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 1 2 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 事 務 次 官

文部科学事務次官

藤原 誠



(印影印刷)

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校
等における一斉臨時休業について（通知）

新型コロナウイルス感染症への対応については、令和2年2月25日に決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）等に基づき、新型コロナウイルスの感染拡大の防止に取り組んでいるところです。文部科学省としても、同日、「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（第二報）」（令和2年2月25日事務連絡）において、学校の臨時休業の措置に関する方針等についてお知らせしたところです。

このたび、2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、今がまさに感染の流行を早期に終息させるために極めて重要な時期であることを踏まえ、何よりも子供たちの健康・安全を第一に考え、多くの子供たちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスクに予め備える観点から、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針が内閣総理大臣より示されました。このことを受け、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程及び

中等教育学校の前期課程を含む。)、高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)、特別支援学校及び高等課程を置く専修学校の設置者におかれては、本年3月2日(月)から春季休業の開始日までの間、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条(同法第32条において専修学校に準用する場合を含む。)に基づく臨時休業を行うようお願いいたします。

なお、臨時休業の期間や形態については、地域や学校の実情を踏まえ、各学校の設置者において判断いただくことを妨げるものではありません。その際、卒業式などを実施する場合には、感染防止のための措置を講じたり、必要最小限の人数に限って開催したりする等の対応をとっていただくようお願いいたします。

臨時休業を行う場合における配慮として、下記の点に留意してください。

(保健管理に関すること)

- 1 新型コロナウイルスの感染の拡大を防止するための臨時休業の措置であるという趣旨を児童生徒に理解させ、人の集まる場所等への外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導すること。
- 2 自宅においても、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行うよう指導すること。

(教育課程に関すること)

- 3 児童生徒が授業を十分受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を適切に課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。
- 4 児童生徒の各学年の課程の修了又は卒業の認定等に当たって、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。なお、このたびの臨時休業により学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合は、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされないこと。

(公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること)

- 5 「児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について(第二報)」(令和2年2月25日事務連絡)で示したとおり、文部科学省としては、公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に必要な支援を各自治体の要望を踏まえることとしており、必要に応じて相談いただきたいこと。

(公立学校の教職員の出勤等の服務に関すること)

6 公立学校の教職員については、基本的には勤務することとなるが、教職員本人が罹患した場合には病気休暇等を取得させることや、教職員が濃厚接触者であるなど当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には在宅勤務や職務専念義務の免除により学校へ出勤させないようにすることなど、各地方公共団体の条例等により教職員の服務について適切な取扱いを行うこと。なお、教職員が勤務するに当たっては、在宅勤務や時差出勤を推進すること。また、教職員が学校へ出勤しない場合においては、在宅勤務や職務専念義務の免除等の措置の趣旨を踏まえること。

(障害のある幼児児童生徒に関すること)

7 特別支援学校等に在籍する障害のある幼児児童生徒(以下「幼児児童生徒」という。)には、保護者が仕事を休めない場合に自宅等で1人で過ごすことができない幼児児童生徒がいることも考えられることから、各教育委員会等においては福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障害福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。

やむを得ず、福祉サービスの人員確保の問題等で幼児児童生徒の居場所を確保できない場合等、臨時休業措置をとれない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう、必要な対策を行ったうえで、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行うこと。

また、特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

(高等学校等の入学者選抜に関すること)

8 今後予定されている高等学校等の入学者選抜については、「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について(第2報)」(令和2年2月19日事務連絡)を踏まえ、都道府県保健衛生部局等と相談しつつ、試験会場の清掃やアルコール消毒、こまめな換気の実施、試験会場へのアルコール消毒液の設置、咳エチケットや手洗いの徹底など、感染防止の措置を講じた上で実施していただきたいこと。また、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への受検機会を十分に確保する観点から、追試験の実施等の対応を検討していただくとともに、入学志願者や保護者に対する情報提供や相談対応に努めていただきたいこと。

なお、同本部において、臨時休業期間中の児童生徒等の監督者の確保等の保護者の負担等が生じないように、政府として責任を持って対応する旨の方針が示されたことを申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校（高等課程を置く専修学校を含み、大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようにお願いします。

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○保健管理に関すること

初等中等教育局 健康教育・食育課（内2918）

○教育課程に関すること

初等中等教育局 教育課程課（内2367）

○公立学校における教員の加配や学習指導員等の配置に関すること

初等中等教育局 財務課（内2038）

○公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること

初等中等教育局 財務課（内2588）

○障害のある幼児児童生徒に関すること

初等中等教育局 特別支援教育課（内3195）

○高等学校等の入学者選抜に関すること

初等中等教育局 児童生徒課（内3291）

○私立学校に関すること

高等教育局 私学部 私学行政課（内2532）

○国立大学附属学校に関すること

総合教育政策局 教育人材政策課（内3498）

○公立大学附属学校に関すること

高等教育局 大学振興課（内3370）

○専修学校に関すること

総合教育政策局 生涯学習推進課（内2939）

別添 2

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に係る対応について

【学校教育課関係】

1 卒業式について

- (1) 3月2日（月）までに実施する卒業式については、「青森県立学校の卒業式における新型コロナウイルス感染防止対策について」（令和2年2月25日付け青教育第2029号）をもとに、感染防止に留意しながら予定どおり実施できるものとする。
- (2) 3月3日（火）以降に実施する卒業式については、臨時休業の期間内にあることから、保護者の理解を得ながら実施できるものとする。

2 県立高等学校入学者選抜について

3月10日（火）の入学者選抜及び3月19日（木）の再募集は実施する予定としているが、実施方法の詳細及び新型コロナウイルス感染症への対応等については、改めて通知する。

3 幼児児童生徒との連絡体制の確立について

今後の連絡事項等が幼児児童生徒に確実に伝わるよう、学校ホームページを活用するなど、連絡体制を確立し、幼児児童生徒及び保護者に周知する。

4 県立特別支援学校における一斉臨時休業について

特別支援学校に在籍する障害のある幼児児童生徒には、自宅等で一人で過ごすことができない場合も考えられることから、各特別支援学校長は、福祉サービスの人員確保や幼児児童生徒の居場所が確保できない場合は、多くの幼児児童生徒が同じ場所に長時間集まることのないよう必要な対策を行った上で登校させる等の特段の配慮を行うこと。

（上記の措置をとる場合の留意事項）

- ・ 今般の臨時休業措置が感染拡大を予防することを目的としていることを踏まえ、登下校時刻、活動内容等について各校が適切に定めること。
- ・ 給食は実施しないが、家庭からの弁当等の持参については各校の判断とする。
- ・ スクールバスの利用希望がある場合は、運行する。
- ・ 登校時、校舎に入る前（スクールバス利用者については乗車前）に検温し、発熱がある場合は登校を認めない。
- ・ 登校した幼児児童生徒は、登校者名簿等で管理すること。
- ・ 特別支援学校の寄宿舎については、基本的には学校に準じて休業するものと考えられるが、保護者が迎えに来られない場合等、個別の状況に応じて柔軟に対応すること。

【スポーツ健康課関係】

1 児童生徒及び教職員の健康状態の把握について

休業中においても、児童生徒の健康状態の把握に努めるものとする。

以下のような場合は、学校へ連絡するよう児童生徒に周知すること。

【連絡をする要件（例）】

- ① 37.5℃以上の発熱がある
- ② 4日以上続く呼吸器症状がある
- ③ 強い倦怠感がある
- ④ 濃厚接触者として特定された → 報告を受けたら、速やかに設置者に報告
- ⑤ (児童生徒本人が) 新型コロナウイルス感染症の感染が判明した

2 部活動について

部活動については、当面自粛すること。

【教職員課関係】

教職員の服務について

令和2年2月28日付け元文科初第1585号文部科学事務次官通知による一斉臨時休業について、教職員の出勤等の服務については、当該通知を踏まえて、基本的には勤務することとなる。

ただし、教職員本人が感染した場合や、教職員が濃厚接触者である場合など、当該教職員が出勤することにより感染症が蔓延する恐れがある場合には、休暇等の措置となるので、その取扱いについては、令和2年2月28日付け青教員第475号教育長通知「新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて」による。

なお、同教育長通知の1休暇の種類等の④「勤務校が臨時休業となった場合」については、児童生徒、教職員が新型コロナウイルスに感染等した場合の取扱いとなる。

青教育第2078号
令和2年3月3日

各県立高等学校長 殿

青森県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

令和2年度青森県立高等学校入学者選抜について

標記のことについて、令和2年2月28日付け元文科初第1585号「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について」を受け、下記のとおり実施することとします。

ただし、新型コロナウイルス感染症に係る今後の状況の変化により、対応を変更する場合があります。

記

1 入学者選抜について

- ・学力検査は、予定どおり、3月10日（火）に実施する。
- ・面接は実施しない。
- ・青森北高等学校、八戸西高等学校、弘前実業高等学校のスポーツ科学科の実技検査は、スポーツ科学科を第一志望としている者のみ実施する。
なお、実施に当たっては、感染防止及びケガ防止対策に十分配慮する。
- ・黒石高等学校情報デザイン科の実技検査は、情報デザイン科を第一志望としている者のみ実施する。
なお、実施に当たっては、感染防止対策に十分配慮する。
- ・合格者は募集人員に基づき、3月16日（月）9時に発表する。

2 再募集について

- ・学力検査は、予定どおり、3月19日（木）に実施する。
- ・面接、作文（自己PR書も含む）は実施しない。
- ・青森北高等学校、八戸西高等学校のスポーツ科学科の実技検査は、スポーツ科学科を第一志望としている者のみ実施する。
なお、実施に当たっては、感染防止及びケガ防止対策に十分配慮する。
- ・黒石高等学校情報デザイン科の実技検査は、情報デザイン科を第一志望としている者のみ実施する。
なお、実施に当たっては、感染防止対策に十分配慮する。
- ・合格者は募集人員に基づき、3月23日（月）9時に発表する。

3 新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者への対応については別紙のとおりとする。

4 新型コロナウイルスへの感染防止の措置について

学力検査の実施校においては、令和2年2月19日付け文部科学省事務連絡「高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第2報）」等を参考にしつつ、以下の点に留意しながら、感染防止の措置を講じること。

- (1) 検査会場の清掃やアルコール等による消毒
- (2) 検査室等のこまめな換気の実施
- (3) 検査会場へのアルコール消毒液の設置
- (4) 受検者等への咳エチケットや手洗いの徹底の呼びかけ

担当 高等学校指導グループ

指導主事 伴 一聡

TEL 017-734-9883

FAX 017-734-8270

E-mail kazutoshi_ban@pref. aomori. lg. jp

(別紙)

令和2年度青森県立高等学校入学者選抜における
新型コロナウイルス感染症への対応について

青森県教育委員会

- 1 新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者（濃厚接触者を含む）は、学力検査等を受検することはできないものとする。
- 2 新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染の疑いにより、学力検査等を受検することができなかった者については、青森県立高等学校入学者選抜要項の12入学者の選抜（4）に基づいて選抜を行う。

※ 上記1～2は、入学者選抜、再募集及び3に示す追検査全てに適用する。

3 追検査の実施

3月10日（火）の時点で新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染が疑われる者で、入学者選抜において学力検査等を受検することができずに不合格となった者が、当初出願した高校の学科・コース（部）において学力検査を受検する機会を確保するため、以下の要領で追検査を実施する。

(1) 追検査を実施する学科・コース（部）

再募集を実施しない学科・コース（部）（入学者選抜の合格者が募集人員に達している学科・コース（部））のうち、入学者選抜において、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染の疑いにより、学力検査等を受検することができずに不合格となった者が第一志望としていた学科・コース（部）とする。
（再募集を実施する学科・コース（部）は、追検査は実施しない。）

(2) 追検査を受検できる者

入学者選抜において第一志望として当該学科・コース（部）に出願し、新型コロナウイルス感染症に感染し又は感染の疑いにより、学力検査等を受検することができずに不合格となった者のうち、希望するものとする。ただし、再募集に出願した者は、追検査は受検できないものとする。（再募集か、出願学科・コース（部）の追検査のいずれかを選択して受検できる。）

(3) 検査内容及び日時

3月23日（月）9時～10時、学力検査（国語・英語・数学・社会・理科をまとめて60分）を実施する。（面接及び実技検査等は実施しない。）
なお、国語、英語の聞き取りによる検査は実施しない。

(4) 合格者の発表

合格者は実施校の校長が決定し、3月24日（火）10時に発表する。

※ 受検の手續に係る詳細については、別途要項を定め通知する。

受検パターンのフロー図

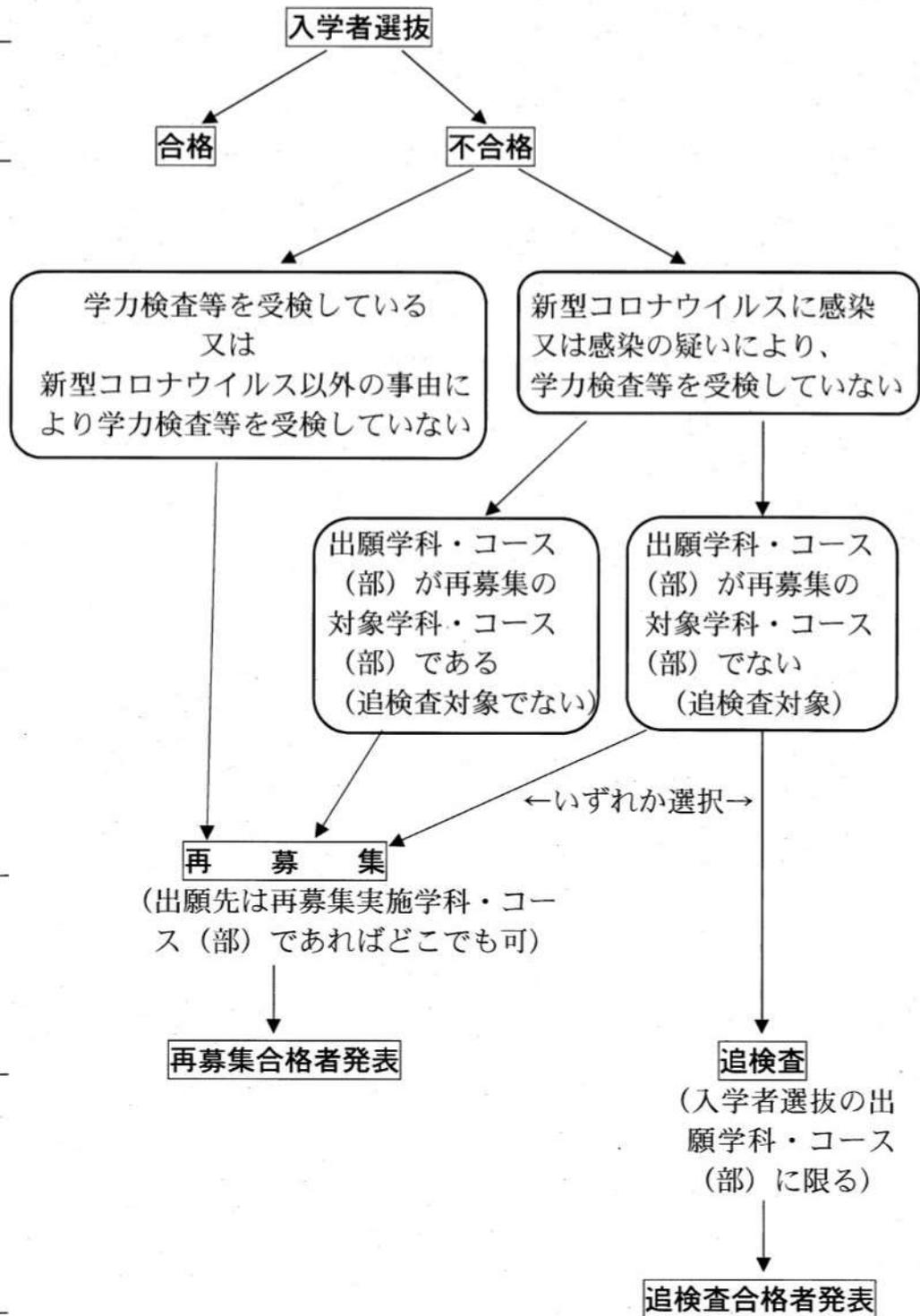
3 / 1 0 (火)

3 / 1 6 (月)

3 / 1 9 (木)

3 / 2 3 (月)

3 / 2 4 (火)



青教育第2205号
令和2年3月16日

各県立高等学校長 殿

県教育委員会教育長
(公印省略)

一斉臨時休業期間中の分散登校について（通知）

県立学校については、新型コロナウイルスへの感染防止の観点から、令和2年3月3日（火）から学年末休業の開始日の前日まで一斉臨時休業することとし、この間、一斉に登校させ、教室等において集団に対して指導等を行うことを控える対応をとってきたところですが、新年度に向けて生徒の指導を適切に行う観点から、令和2年3月23日（月）から一斉臨時休業が終了するまでの間、ホームルーム又は学年等の単位で出校させて一斉指導を行う機会（分散登校）を設けることができることとします。

各校においては、下記に留意しながら適切に対応するようお願いいたします。

なお、学年末休業日及び学年始休業日における対応については、国の動向等を踏まえた上で、改めて通知します。

記

- 1 分散登校による指導内容として、次に掲げるものなどが想定されるが、各校においては生徒の実情等を踏まえ、実施が必要かどうかを含めて判断すること。
 - ・ 学習の状況の確認、新たな学習課題の提示及び学習支援
 - ・ 生徒の心身の健康状態の確認
 - ・ 臨時休業期間中の生活上の注意
 - ・ 年度末及び年度始めに関する事項の連絡及び指示等
- 2 分散登校を実施する場合は、次のことに留意すること。
 - ・ ホームルーム単位又は学年単位等で実施日時を分けるなど、できるだけ多くの生徒が同時に登校することがないように実施すること。
 - ・ 十分に感染防止対策を講じること。
 - ・ 指導はできるだけ短時間で行うこと。
 - ・ 生徒の登校に当たり、可能な限り公共交通機関が混雑しないよう配慮すること。
 - ・ 臨時休業期間中であることから、出席しなければならない日数には入らないこと。

【担当】

- 学習指導・学校行事・生徒の指導等に関すること
学校教育課 高等学校指導グループ
主任指導主事 下山 敦史 (TEL 017-734-9883)
- 保健管理等に関すること
スポーツ健康課 体育・健康グループ
主任指導主事 山内 明人 (TEL 017-734-9907)
- 教職員の勤務等サービスに関すること
教職員課 人事制度グループ
総括主幹 森 三奈子 (TEL 017-734-9892)

青森県教育委員会関係予算案の概要

令和2年度当初予算における青森県教育委員会関係予算額は、**1,292億2,614万3千円**となり、令和元年度当初予算額との比較では、**2億221万8千円**の減額、その伸び率は**0.2パーセントの減**となる。

また、国の補正予算関連の令和元年度2月補正予算額は、**20億8,066万4千円**となっている。

(1) 当初予算額 (単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		前年度との比較	
	予算額 A		予算額 B		増減額(A-B)	伸び率
教 育 費 (教育委員会所管分)	129,226,143		129,428,361		△ 202,218	△ 0.2

(2) 予算目的別内訳 (単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		前年度との比較		
	予算額 A	構成割合	予算額 B	構成割合	増減額(A-B)	伸び率	
歳 入	使用料及び手数料	2,965,173	2.3	3,114,571	2.4	△ 149,398	△ 4.8
	国庫支出金	23,336,094	18.0	23,455,680	18.1	△ 119,586	△ 0.5
	財産収入	236,742	0.2	236,444	0.2	298	0.1
	寄附金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	繰入金	8,194	0.1	265,770	0.2	△ 257,576	△ 96.9
	諸収入	425,940	0.3	513,046	0.4	△ 87,106	△ 17.0
	県債	2,365,000	1.8	3,344,000	2.6	△ 979,000	△ 29.3
	一般財源	99,889,000	77.3	98,498,850	76.1	1,390,150	1.4
計	129,226,143	100.0	129,428,361	100.0	△ 202,218	△ 0.2	
歳 出	教育総務費	5,436,671	4.2	4,832,759	3.7	603,912	12.5
	小学校費	45,410,595	35.1	45,228,217	35.0	182,378	0.4
	中学校費	28,079,600	21.8	28,078,602	21.7	998	0.0
	高等学校費	33,660,593	26.1	33,082,956	25.6	577,637	1.7
	特別支援学校費	11,924,857	9.2	12,829,752	9.9	△ 904,895	△ 7.1
	社会教育費	2,758,133	2.1	2,996,690	2.3	△ 238,557	△ 8.0
	保健体育費	1,955,694	1.5	2,379,385	1.8	△ 423,691	△ 17.8
	計	129,226,143	100.0	129,428,361	100.0	△ 202,218	△ 0.2

(3) 課(室)別予算内訳 (単位:千円、%)

区 分	令和2年度		令和元年度		前年度との比較	
	予算額 A	構成割合	予算額 B	構成割合	増減額(A-B)	伸び率
教育政策課	68,391	0.1	63,799	0.1	4,592	7.2
職員福利課	111,126,291	86.0	110,689,499	85.5	436,792	0.4
学校教育課	1,649,794	1.3	1,596,264	1.2	53,530	3.4
教職員課	168,446	0.1	66,590	0.1	101,856	153.0
学校施設課	11,486,476	8.9	11,625,728	8.9	△ 139,252	△ 1.2
生涯学習課	1,516,120	1.1	1,841,211	1.4	△ 325,091	△ 17.7
スポーツ健康課	1,955,694	1.5	2,379,385	1.8	△ 423,691	△ 17.8
文化財保護課	1,242,013	0.9	1,155,479	0.9	86,534	7.5
高等学校教育改革推進室	12,918	0.1	10,406	0.1	2,512	24.1
計	129,226,143	100.0	129,428,361	100.0	△ 202,218	△ 0.2

令和2年度 青森県教育委員会の「施策の柱」

1 学ぶ意欲の向上と主体的に探究する人づくり



基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

また、グローバルな視野を持ち、情報活用能力などの新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもたちを育成する。

- 新規** グローバル社会を主体的に生き抜く人財育成事業
- 継続** 青森県英語教育連携推進事業
- 継続** 学びの質を高める授業改善プロジェクト事業
- 継続** 未来社会を切り拓く高校生の資質・能力育成事業
- 継続** ICT教育推進事業
- 継続** ドリカム人づくり推進事業
- 継続** 学校図書館活動支援事業

3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置等いじめや不登校などに対する相談支援体制や、特別な教育的ニーズのある児童生徒への支援体制の充実を図る。

また、学ぶ意思のある子どもたちが必要な教育の機会を得られるよう、高校生に対する修学支援等を行う。

さらに、安全・安心な教育環境の整備や教員が子どもに向き合う時間の確保に向けた取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体で子どもを育む体制を構築する。

- 新規** 居場所づくり・絆づくり推進事業
- 拡充** 学校の教育相談体制充実を支援する外部専門家活用事業
- 継続** いじめ防止キャンペーン推進事業
- 継続** 青少年の安全・安心なネット利用環境づくり推進事業
- 新規** 地域における特別支援教育相談体制強化事業
- 継続** 高等学校における通級による指導
- 継続** スクールライフサポーター配置事業
- 新規** 高等学校通学費等支援対策事業費補助
- 拡充** 奨学のための給付金事業（国公立）
- 拡充** 県立高等学校等就学支援金交付金
- 新規** 実習船青森丸代船設計
- 継続** 県立学校施設の老朽化の解消等
- 新規** 校務のICT活用推進事業
- 拡充** 県立学校情報教育推進事業
- 拡充** 外部人材活用によるスクールサポートスタッフ配置事業
- 継続** あおもりっ子育みプラン21
- 継続** 学校における運動部活動推進事業
- 新規** 学校を核とした地域づくり推進事業

2 あおもりを理解し地域で活躍する人づくり



児童生徒のふるさとに対する誇りや愛着心を醸成するとともに、学校・地域・県内企業・関係団体とのネットワークの強化を図るなど子どもたちの将来の県内定着に向けた取組を推進する。

また、特別支援学校生徒の職業スキル等を向上させるなど社会的・職業的自立を促進するとともに、若者・女性の学び直しによる社会参画を支援する。

新規 高校から取り組む人口減少対策プロジェクト事業

継続 地域と連携したキャリア教育推進事業

継続 三農発「観光・スマート農業」推進プロジェクト事業

継続 高校生の就職総合支援プロジェクト事業

継続 特別支援学校技能検定事業

継続 特別支援学校生徒の夢や志を支援する就労促進事業

継続 若者・女性の学び直しを通じたキャリア形成支援事業

4 スポーツの振興と文化財の保存・活用



幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足解消や、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりを促進するとともに、国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人材を育成し、かけがえのない文化財の保存・活用や特別史跡三内丸山遺跡等の世界文化遺産登録に向けた積極的な情報発信を行う。

スポーツを通じた健康づくり・競技力の向上

新規 楽しさアップ！子どもの健康づくり事業

継続 みんなが主役！スポーツで健康づくり事業

継続 特別支援学校における障害者スポーツ推進事業

拡充 競技力向上対策特別事業

かけがえのない文化財の保存・活用



新規 「選ばれる三内丸山遺跡」魅力発信推進事業

新規 三内丸山遺跡史跡整備事業

継続 高校生縄文案内人養成事業

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、

創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く人づくり

任期付職員の採用等に関する条例等の一部を改正する条例案の概要

1 改正理由

任期付職員制度については、高度の専門的な知識経験のある者を円滑に採用できることを目的として、平成14年度に「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（以下「法」という。）が制定され、本県においても、任期付職員の採用等に関する条例を定めたところである。

知事部局では、現在のスリムな執行体制を基本としつつ、新規行政需要に対応できるよう職員を確保しておく必要があることから、2025年の第80回国民スポーツ大会の開催準備に向け、一定の期間内に業務の終了が見込まれる場合等における任期付職員の採用に関し、必要な事項を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 任期付職員の採用等に関する条例の一部改正の内容

(1) 常勤の任期付職員の業務内容等の追加

法第4条第1項に掲げる公務の能率的運営を確保するために必要となる次の業務を追加

- ① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務

(2) 短時間勤務（週31時間以内）の任期付職員（以下「任期付短時間勤務職員」という。）の業務内容等の追加

法第5条に掲げる公務の能率的運営を確保するために必要となる次の業務を追加

- ① 一定の期間内に終了することが見込まれる業務
- ② 一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務
- ③ 住民に直接提供するサービスについて、提供時間の延長、提供体制の充実及び維持する必要がある場合
- ④ 育児部分休業、介護休暇、修学部分休業、高齢者部分休業の代替

(3) 任期付短時間勤務職員に係る給与の特例

任期付短時間勤務職員の給料について、常勤職員の給料月額に、勤務時間数に応じた割合を乗じて得た額とする。

また、手当について、再任用短時間勤務職員の例を参考に、生活関連手当や人材確保のための手当（扶養手当、住居手当、寒冷地手当、初任給調整手当など）を支給しないこととする。

3 職員の育児休業等に関する条例の一部改正の内容

(1) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の勤務条件の特例等

育児短時間勤務職員の業務を処理するために採用される任期付職員について、任期付短時間勤務職員と同様の勤務条件とする。

(2) 任期付短時間勤務職員の育児休業の禁止

任期付短時間勤務職員について、代替の職員であることを踏まえ、育児休業をすることができないこととする。

4 施行年月日

令和2年4月1日

令和元年度補正予算（第3号・国補正等）について（教育委員会所管分）

補正予算額	2,080,664千円
現計予算額	128,398,743千円
補正後の予算額	130,479,407千円

◎計上の主なもの

○県立学校情報教育推進事業分 1,308,513千円

○校内通信ネットワーク整備事業	1,171,885千円
〔 県立学校に高速大容量校内通信ネットワークの整備を行う。 〕	
○県立学校情報教育推進事業費	136,628千円
県立学校にPC端末の整備を行う。	
〔 (うち、高等学校及び特別支援学校高等部は県単独事業で整備する。 116,986千円) 〕	

(参考)

		R1	R2	R3	R4	R5	
新学習指導要領			小学校開始	中学校開始	高等学校開始		
校内通信ネットワーク整備事業 (校内LAN整備)		全校に整備					
県立学校 情報教育 推進事業 (端末整備)	附属中学校	1人1台の整備 (80台)		(80台)			
	特別支援学校	小・中部	1人1台整備の整備 (171台)				(130台)
		高等部	生徒数の3分の1程度の整備 36台			35台	
	高等学校	生徒数の3分の1程度の整備 1,690台				1,455台	1,470台

※ ()内は国庫補助事業を活用した端末整備

○県立学校施設整備関係 772,151千円

○校舎等建築（高等学校）	695,748千円
〔 三本木農業高校の食品製造実習棟の新築工事を行う。 〕	
○大規模改修（特別支援学校）	76,403千円
〔 青森若葉養護学校の校舎等改修を行う。 〕	

令和元年度補正予算（第4号）について（教育委員会所管分）

補正予算額	△1,494,703千円
現計予算額	130,479,407千円
補正後の予算額	128,984,704千円

◎計上の主なもの

○人件費分 **△721,867千円**

1 職員等人件費（精査による減額調整）	△720,426千円
○事務局等分	△30,325千円
○学校分	△690,101千円
〔小学校費 △297,021千円、中学校費 △309,620千円〕	
〔高等学校費 △58,687千円、特別支援学校費 △24,773千円〕等	

○人件費以外分 **△772,836千円**

学校建設費	13,921千円
○校舎等建築（高等学校）	275,785千円
五所川原農林高校の食品製造実習棟の事業内容の見直しに伴う増額補正	
○八戸工業高等学校校舎等建築事業費本年度支出額	△160,197千円
継続費の年次割額変更に伴う減額補正	
○大規模改修（高等学校）	△101,667千円
事業費の精査に伴う減額補正	
特別支援学校費	△158,058千円
○校舎等建築	435,211千円
県立盲学校仮設校舎建設等に伴う増額補正	
○県立盲学校校舎等改修事業費本年度支出額	△551,834千円
長寿命化改修工事の中止に伴う減額補正	
	等
文化財保護費	△103,770千円
○埋蔵文化財調査・報告書刊行費	△102,426千円
調査面積の減及び事業内容の精査に伴う減額補正	
	等
その他事務事業精査による補正	△524,929千円

1 令和元年度補正予算第5号（新型コロナウイルス感染症対応）について

補正予算額	4, 870千円
現計予算額	128, 984, 704千円
補正後の予算額	128, 989, 574千円

特別支援学校費	1, 980千円
○特別支援学校給食業務委託事業費	1, 980千円
（新型コロナウイルス感染症も踏まえた衛生管理の徹底を図るため給食調理業者に対する研修を実施するのに要する経費の増額補正）	
社会教育振興費	2, 334千円
○放課後子ども教室推進事業費補助	2, 334千円
（学校の一斉臨時休業に伴い、学習機会の確保のため市町村が実施する放課後子ども教室の補助に要する経費の増額補正）	
図書館費	556千円
○協力用図書緊急貸出事業	556千円
（学校の一斉臨時休業中において、放課後児童クラブ等に対して県立図書館が所蔵する図書の貸出しを行うのに要する経費の増額補正）	

2 令和2年度補正予算第1号（新型コロナウイルス感染症対応）について

補正予算額	11, 132千円
現計予算額	129, 226, 143千円
補正後の予算額	129, 237, 275千円

教育行政費	11, 132千円
○県立学校等感染症対策資材整備事業費	11, 132千円
（県立学校等における感染症予防対策の徹底を図るための消毒作業用資材の整備に要する経費の増額補正）	

学校における働き方改革プラン(概要)

プランの位置付け

- ・県教育委員会が実施する「学校における働き方改革」に向けた目標や取組内容等を示すとともに、市町村教育委員会においても取り組んでほしい内容を示すもの。
- ・「学校における働き方改革」に係る基本方針・実施計画等を策定していない市町村教育委員会に対し、本プランを参考に策定を促すもの。

本県の学校における働き方改革の目的

- 教職員の健康保持、仕事と生活の充実
- 教育の質の維持・更なる向上

期間

令和2年度～令和4年度(3年間)

目標等

- ◆県立学校の教育職員の時間外勤務時間の上限時間を、原則として、
 - ①1箇月 45時間以内、②1年間 360時間以内 とする。
 ※ 文部科学省の指針と同様。
- ◆上限時間の達成に向けて、プランの目標を次のとおり設定。
 - ・県立学校における時間外勤務時間の25%減
 - ・全市町村において県の目標を踏まえた基本方針・実施計画等を策定



取組内容

【教育委員会における取組】(学校と一丸となって、以下の取組を推進)

- (1)働きやすい環境を構築するための方策
教職員の意識改革、教職員の勤務状況の把握の徹底、地域の人材の有効活用、専門スタッフの活用 等
- (2)部活動による負担を軽減するための方策
「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」の定着 等
- (3)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
校務へのICT活用の推進、事務処理の効率化 等
- (4)外部対応による負担を軽減するための方策
校外の会議・研修の見直し、学校運営上のトラブルに対応する教職員の負担軽減 等

【学校における取組】(校長のリーダーシップの下、以下の取組を推進)

- (1)働きやすい環境を構築するための方策
教職員の意識改革、職員間の業務の平準化 等
- (2)部活動による負担を軽減するための方策
部活動数の精選、「運動部活動の指針」及び「文化部活動の指針」を踏まえた活動 等
- (3)会議・打合せを効率化するための方策
会議等の運営方法の工夫 等
- (4)成績処理、その他の事務処理を効率化するための方策
校務へのICT活用の推進、学校徴収金の口座振替の推進 等
- (5)学校行事の負担を軽減するための方策
学校の規模や地域の実情等に見合った行事の見直し

青森県文化財保存活用大綱 概要

1 策定の目的

青森県文化財保存活用大綱（以下「大綱」という。）は、平成31年4月の文化財保護法の改正により、地域における文化財の総合的な保存・活用を促進するため、都道府県においては総合的な施策の大綱を策定できるとされたことを受けて、本県全体の文化財の保存・活用に関する基本的な方向性を明確化し、県内における各種の取組を進めていく上での共通の基盤とすることを目的に策定したものである。

2 記載事項

大綱の記載事項は、文化庁が作成した「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」において示された項目に準拠して取りまとめた。主な内容は次のとおりである。

序 章	<p>大綱策定の背景と目的、大綱の位置付け</p> <p>文化財保護法改正に伴う大綱策定の背景と目的、大綱と青森県基本計画や青森県教育振興基本計画との関係、計画上の位置付けなどを記載。</p>
第1章	<p>青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針</p> <p>1 青森県の特徴について 2 青森県の文化財について 3 文化財の保存・活用に関する今後の方針</p> <p>本県の特徴（気候・風土、歴史概要）や文化財の特徴を紹介するとともに、本県の文化財の保存・活用について、課題や求められる施策等を踏まえた今後の目指すべき方向性や将来像など、基本的な方針について記載。</p>
第2章	<p>文化財の保存・活用を図るために講ずる措置</p> <p>1 文化財の保存・継承体制の整備 2 文化財の調査・研究、保存・管理 3 文化財に関する財政措置 4 文化財の活用 5 文化財に関わる人材育成</p> <p>第1章でまとめた基本的な方針に基づき、文化財の保存・活用について、県が主体となって行う各種の取組について記載。</p>

<p>第3章</p>	<p>各市町村への支援方針</p> <p>1 市町村の現状と課題</p> <p>2 県の役割</p> <p>3 市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援</p> <p>市町村の現状と課題を踏まえ、県の役割を示すとともに、市町村が行う文化財の保存・活用に関する取組への支援の方針等について記載。</p>
<p>第4章</p>	<p>防災・防犯・災害発生時の対応</p> <p>1 防災・防犯・災害対策の考え方</p> <p>2 危機管理体制</p> <p>3 文化財の救援（文化財レスキュー・文化財ドクター）</p> <p>4 防災機器等の設置及び修理、耐震化対策</p> <p>5 防災訓練、防犯対策</p> <p>災害に備えた県の危機管理体制や、緊急的なレスキュー活動など災害発生時における対応、日常的な防災・防犯に関する取組等について記載。</p>
<p>第5章</p>	<p>文化財の保存・活用の推進体制</p> <p>1 青森県における文化財の保存・活用体制</p> <p>2 今後の体制整備</p> <p>文化財担当部局や関係部局の体制、文化財保護審議会等の関係機関の設置状況、今後の体制整備の方針等について記載。</p>
<p>付属資料</p>	<p>①国・県指定等文化財一覧</p> <p>②青森県文化財調査報告書一覧（主なもの）</p> <p>③青森県埋蔵文化財調査報告書一覧</p> <p>④青森県立郷土館調査報告書等一覧</p> <p>⑤青森県史一覧</p>

青森県文化財保存活用大綱（素案）に関する
パブリック・コメントの結果について

1 意見募集期間

令和2年1月10日（金）から令和2年2月8日（土） 30日間

2 募集方法

県のホームページに掲載したほか、や県教育庁文化財保護課、県政情報センター、
県の各合同庁舎地域住民情報コーナーに備え付けた。

3 提出された意見

1者から9件の意見が提出された。大綱の該当区分は次のとおり。

(1) 目次	2件
(2) 序章 大綱策定の背景と目的、大綱の位置付け	2件
(3) 第1章 青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針	4件
(4) 第2章 文化財の保存・活用を図るために講ずる措置	1件
(5) 第3章 各市町村への支援方針	0件
(6) 第4章 防災・防犯・災害発生時の対応	0件
(7) 第5章 文化財の保存・活用の推進体制	0件

4 処理区分

(1) 文書修正等・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの	4件
(2) 記述済み・・・既に記述済みなもの	0件
(3) 実施段階検討・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの	0件
(4) 反映困難・・・反映が困難なもの	5件
(5) その他・・・質問や感想、施策の体系外への意見	0件

「青森県文化財保存活用大綱（素案）」に対する意見の内容とそれに対する県の考え方

No.	提出された意見	県の考え方	反映状況
1	<p>P2「目次」第2章2の見出し 2-1から2-4までのなかに「研究」の語句が含まれていないのに 2だけ「文化財の調査・『研究』、保存・管理」となっているため、他の 見出しに合わせて、以下のようにしてはどうかでしょうか。 現行：文化財の調査・研究、保存・管理 変更案：文化財の調査・指定、保存・管理</p>	<p>ご指摘の項目について、第2章の本文では、第1章の方針で掲げる調査 研究体制の整備や充実に関する実際の対応を記載していますが、見出しで は分かりにくくなってしまいましたので、次のとおり修正しました。 現行：2-1文化財の調査（1）調査の必要性 修正後：2-1文化財の調査・研究（1）調査・研究の必要性</p>	<p>文書修正等</p>
2	<p>P3「目次」第3章の見出し 1～3は「課題」「役割」「支援」「方針」であり、「方針」が語句として含ま れていないこと、第1章で「基本的な方針」として、すでに「方針」を うたっていることから、以下のようにしてはどうかでしょうか。 現行：各市町村への支援方針 変更案1：各市町村への支援 変更案2：各市町村への支援の方向性 変更案3：各市町村への支援方策</p>	<p>国では、大綱の策定に関する指針（『文化財保護法に基づく文化財保存 活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指 針』（平成31年3月4日文化庁））を示しており、本大綱もこの指針に 沿った構成としています。 指針では、①文化財の保存・活用に関する基本的な方針、②文化財の保 存・活用を図るために講ずる措置、③域内の市町村への支援の方針、④防 災・災害発生時の対応、⑤文化財の保存・活用の推進体制を記載すること としています。このため、第3章の見出しもこれに則したものとしていま す。 よって原案のとおりとします。</p>	<p>反映困難</p>
3	<p>P6序章2（1）枠内の政策3本文第3段落 半角スペースが入っているように見えるので、正式なものの際には修正 をお願いします。 現行：～第80回国民スポーツ大会～ 変更案：～第80回国民スポーツ大会～</p>	<p>ご指摘のとおり修正しました。</p>	<p>文書修正等</p>

No.	提出された意見	県の考え方	備考
4	<p>P8序章3本文3行目 「随時」であれば、「計画が見直される際」かどうかは無関係となるので、以下のようにしてはどうかでしょうか。</p> <p>現行：～これらの計画が見直される際は、随時内容の見直しを図ります。</p> <p>変更案1：～これらの計画が見直される際は、適宜内容の見直しを図ります。</p> <p>変更案2：～随時内容の見直しを図ります。</p>	<p>ご指摘に基づき検討した結果、次のとおり修正しました。</p> <p>「～これらの計画が見直される際は、随時必要な見直しを図ります。」</p>	文章修正等
5	<p>P5～9第1章の1全文 青森県の特徴は、本大綱とどのような関係があるのでしょうか。文化財とは無関係な歴史などが含まれており、文章がいたずらに冗長のように思えます。(参考資料や別添付属資料なら良いのですが、36ページしかない大綱に、4ページ以上も割く意味が解りませんでした。)</p> <p>第1章は2からで十分かと思えますので、「保存活用大綱」に本来に必要なもののみに限定すべきと愚考します。</p>	<p>大綱は、各市町村が作成する「文化財保存活用地域計画」や文化財所有者等が作成する「保存活用計画」の土台となるものであり、市町村や文化財所有者等は、大綱の方向性に沿ってこれらの計画に作成し、国の認定を申請することができまます。(※認定された場合、登録文化財の提案や事務手続きの弾力化などの特例が受けられます。)</p> <p>これらのことから、対外的な説明等を考慮した場合、諸計画の背景となる青森県の特徴を大綱で示しておくことは重要です。また、文化財は本県の風土と長い歴史の中で育まれてきたものであり、その特徴を御理解いただく上で、風土と歴史に触れておくことに意味があると考えます。</p> <p>よって原案のとおりとします。</p>	反映困難
6	<p>P9～10第1章2(1)本文及び①～⑧の枠囲み 枠囲みは文化財保護法第2条の書き下し文のため、単純に以下のよう に本文に整理してはどうかでしょうか。(条文引用の手法は、P5序章欄 外にも前例があるようですし。)</p> <p>現行：文化財は、文化財保護法により、～ 変更案：文化財は、文化財保護法第2条において、～</p>	<p>ご指摘に基づき検討した結果、次のとおり修正しました。</p> <p>「文化財は、文化財保護法第2条第1項の規定により、～」</p>	文章修正等

No.	提出された意見	県の考え方	備考
7	<p>PI2体系図 完全なコピーなら、文化庁HPの該当アドレスだけで十分ではないでしょうか。</p>	<p>体系図については、文化財の体系を御理解いただく上で適切なものと考 え、文化庁の許可を得て、掲載することとしたものです。</p>	<p>反映困難</p>
8	<p>PI13～16第1章の3-2(1)～(5)本文 本文には、取組方針を打ち出す理由と課題が記載されており、本来は 方針の前に「課題」という項目を立てて説明するものではないかと思 いか。具体的には以下のように枠組みを変更されてはいかかと思いま す。 現行：第1章 3 文化財の保存・活用に関する今後の方針 (1) 文化財の保存・継承体制の整備 (2) 文化財の調査・研究、保存・管理 (3) 文化財に関する財政措置 (4) 文化財の活用 (5) 文化財に関わる人材の育成 変更案：第1章 3 文化財の保存・活用の課題 (1) 文化財の保存・継承 (2) 文化財の調査・記録 (3) 文化財に関する経費負担 (4) 文化財の情報発信 (5) 文化財に関わる人材不足 4 文化財の保存・活用に関する今後の方針 (1) 文化財の保存・継承体制の整備 (2) 文化財の調査・研究、保存・管理 (3) 文化財に関する財政措置 (4) 文化財の活用 (5) 文化財に関わる人材の育成 そのうえで、変更案3の各(○)には、現行3の本文を充て、変更案 4の各(○)は、各方針の枠組みのみとする。</p>	<p>ご指摘いただいた案の構成とした場合、課題と方針それぞれで類似の内 容が記載され、分かりにくくなることから、まず方針を掲げた上でそれに 係る説明文をひとつにまとめて記載する形とし、読みやすさと分かりやす さを考慮した構成としたものです。 よって原案のとおりとします。</p>	<p>反映困難</p>

No.	提出された意見	県の考え方	備考
9	<p>PI3見出し、P17本文1行目 第1章「3-2 項目別取組方針」と第2章本文1行目「第1章でまとめた基本的な方針」と、表現に揺れがみられるため、以下のように整理してはどうかか。</p> <p>現行 : P17 : ～第1章でまとめた基本的な方針に基づき、～ 変更案 : P17 : ～第1章でまとめた項目別取組方針に基づき、～</p>	<p>第1章3-2は、「第1章 青森県の文化財の保存・活用に関する基本的な方針」という大きな枠組みの中で、項目別取組方針をまとめたものであり、第2章冒頭で、第1章を受けた表現としては原案のとおり「基本的な方針」で差し支えないものと考えます。 よって原案のとおりとします。</p>	反映困難

特別史跡 三内丸山遺跡
整備計画
(概要版)

令和2年3月
青森県教育委員会

目 次

第1章 整備計画策定の経緯と目的	1
第2章 基本理念と整備の基本方針	1
第3章 整備計画	1
第1節 全体計画及び地区区分計画（ゾーニング）	1
第2節 動線計画	2
第3節 遺構等の保存・保全に関する計画	2
第4節 遺構表現・展示に関する計画	2
1 遺構表現全般	2
2 住居域（Aゾーン）	2
3 環状配石墓（Lゾーン）	2
4 大人の墓（第1号道路跡）（Cゾーン）	2
5 南の谷・北の谷	2
6 子供の墓（Dゾーン）	2
7 北盛土・南盛土（Fゾーン）	3
8 大型掘立柱建物（Iゾーン）	3
9 西盛土周辺（Mゾーン）	4
第5節 植栽及び修景に関する計画	4
第6節 案内・看板に関する計画	4
第7節 公園設備・便益施設に関する計画	4
第8節 調査等に関する計画	5
第9節 公開・活用に関する計画	5
第10節 管理運営体制に関する計画	6
第11節 事業計画	6
第12節 完成予想図	6

第1章 整備計画策定の経緯と目的

特別史跡三内丸山遺跡は、平成6年度の保存決定後から20年以上が経過し、遺跡を取り巻く環境が大きく変化している。このため、青森県教育委員会では、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録を見据え、その中核である三内丸山遺跡の更なる魅力づくりについて、三内丸山遺跡魅力づくり検討委員会からの提言を受け、三内丸山遺跡保存・活用取組方針を定めた。この中で、「縄文のむらの風景づくりの推進」のため、三内丸山遺跡の整備を実施することが示され、三内丸山遺跡史跡整備検討委員会での検討内容を基に、特別史跡三内丸山遺跡整備計画を策定した。

第2章 基本理念と整備の基本方針

本計画では平成9年度にまとめた『1200号 青森県総合運動公園遺跡ゾーン基本計画報告書』（以下「基本計画」という。）の基本理念と整備の基本方針を継承することとした。

第3章 整備計画

第1節 全体計画及び地区区分計画（ゾーニング）

本計画では、現状と課題を基に、（1）老朽化した施設の修繕・更新及び史跡保全のための対策実施、（2）基本計画で予定された大人の墓、子供の墓、北盛土などの立体表示の整備、（3）環状配石墓等新たな調査成果の整備への反映、について取り組むこととする（図1）。

本計画の整備範囲は、現在供用中の区域内とし、期間はおおむね10年間とする。

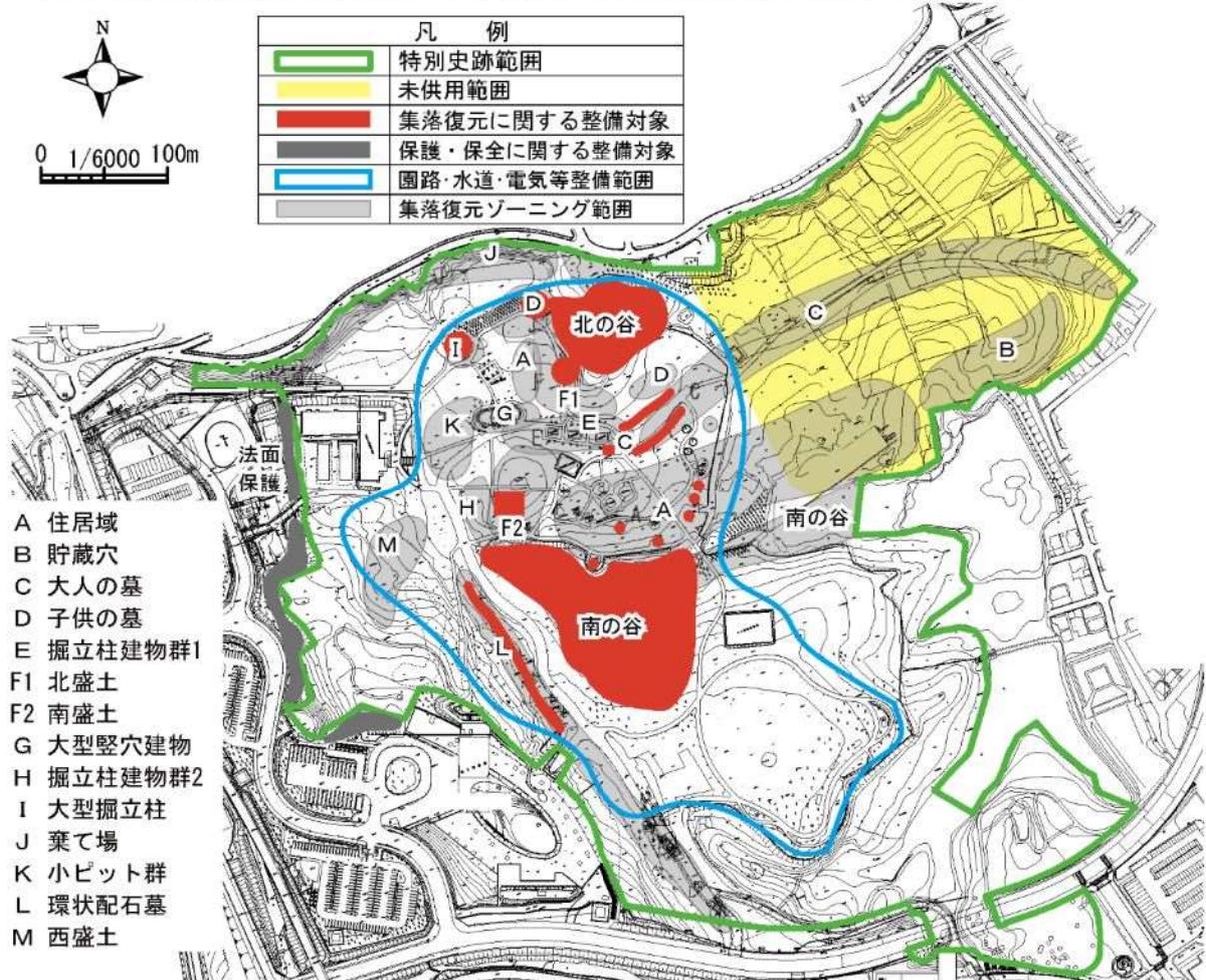


図1 整備対象範囲と整備内容の位置

第2節 動線計画

現在の観覧動線を基本とし、本計画策定後に実施する基本設計において、屋外の展示と縄文時遊館内の展示をバランスよく見学するコースの検討を行う。

第3節 遺構等の保存・保全に関する計画

これまでどおり、特別史跡三内丸山遺跡保存管理計画書に基づき、史跡の本質的価値（縄文時代の遺構・露出展示遺構・縄文時代の遺物・地形）の保存・管理を行う。また、史跡西側崖部の崩落防止のため法面保護工事を実施する。

第4節 遺構表現・展示に関する計画

1 遺構表現全般

基本計画に示された縄文の「むら」の風景づくりを推進するため、実物及び複製の露出展示と立体表示を整備する。特に、環状配石墓等の立体表示を新たに行う。また、覆屋は、規模や外観等に配慮し整備を行う。

2 住居域（Aゾーン）

整備後長期間が経過し、劣化や傷んでいるものが多いため、立体表示を修復する。

3 環状配石墓（Lゾーン）

基本計画策定時には内容や分布が不明であったが、その後の調査で明らかになった。縄文の「むら」の風景や構造を理解する上で重要な遺構であり、遺跡入口から北地区への導入部分にも位置するため、立体表示を整備する（図2）。

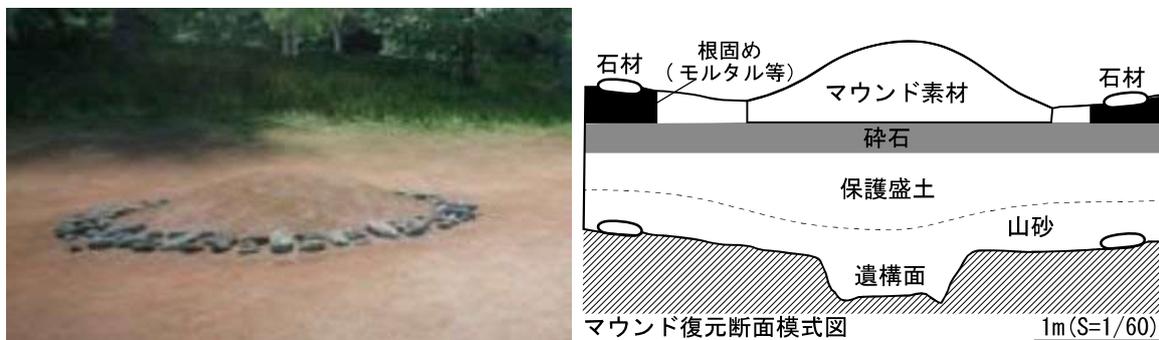


図2 環状配石墓の整備イメージ

4 大人の墓（第1号道路跡）（Cゾーン）

立体表示は、マウンドの土壌が流出し視認できないものが多いため、改修する（図3上段）。露出展示については、展示環境を改善するため、覆屋の改修を行う（図3下段）。

5 南の谷・北の谷

過去の整備後、維持管理が行き届かなかったことにより外来種や針葉樹等が繁茂し、遺跡内の眺望や地形の特徴を視認することができないため、谷に繁茂する外来植物等を伐採する。

6 子供の墓（Dゾーン）

覆屋の老朽化、景観的な観点からの違和感に加え、展示環境の現状等から、現状の露出展示をやめ、基本計画に基づき現在の覆屋を撤去し、土器の埋設状態の立体表示を行う（図4）。

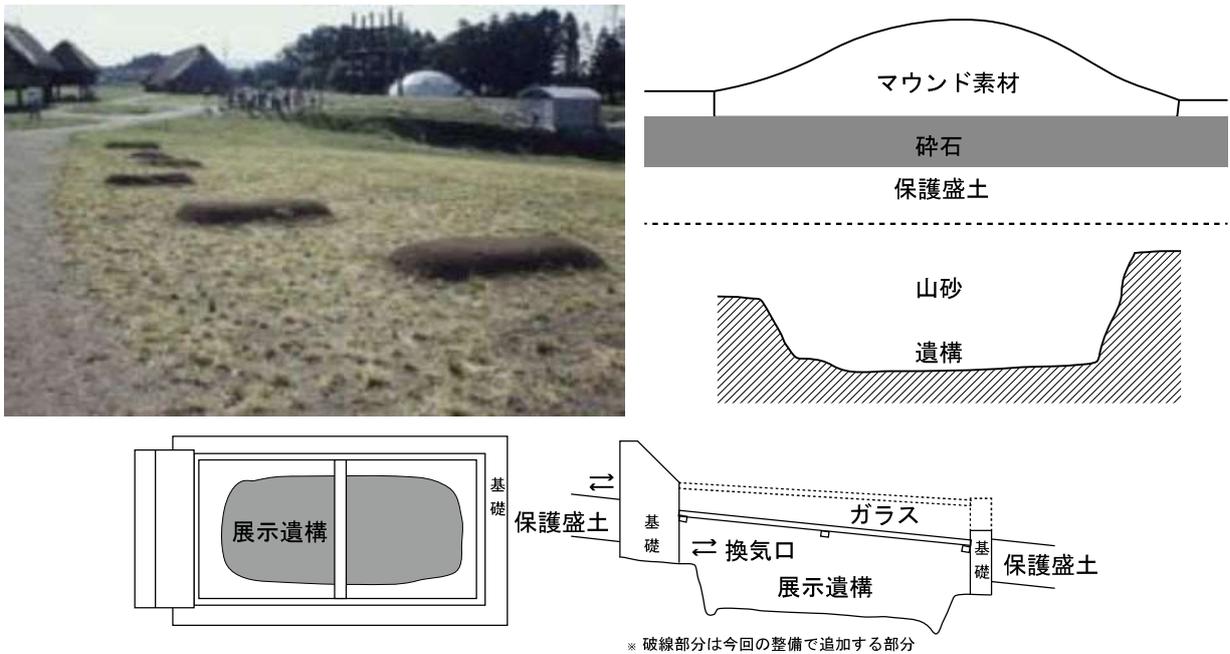


図3 大人の墓の整備イメージ

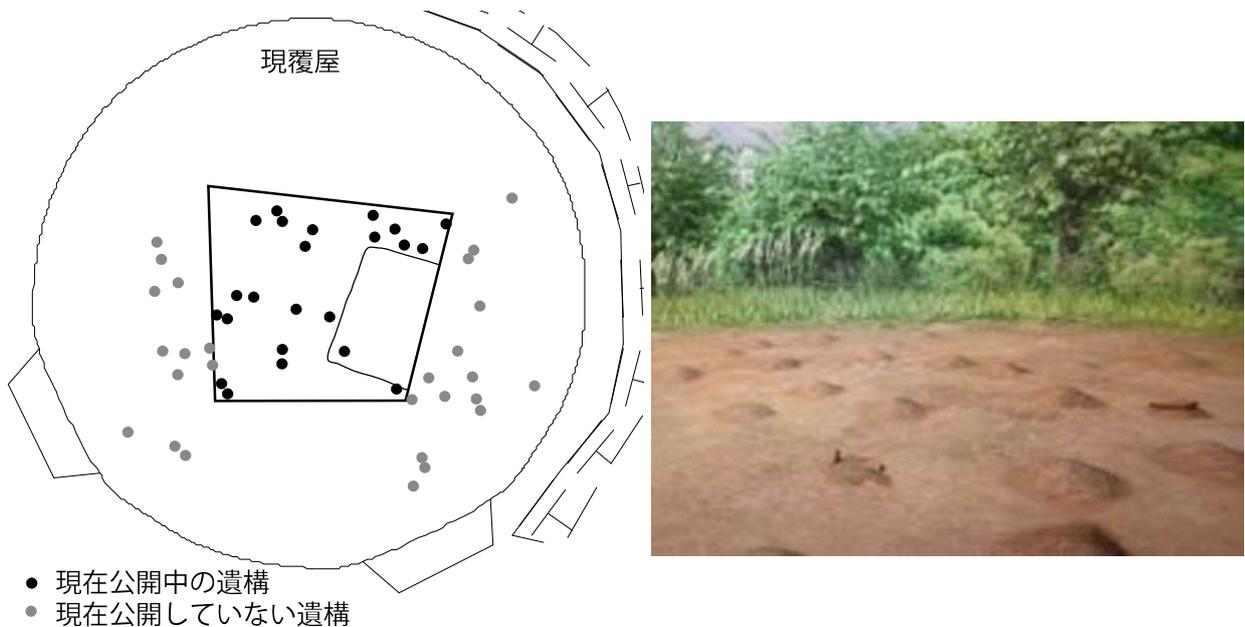


図4 子供の墓の整備イメージ

7 北盛土・南盛土（Fゾーン）

北盛土は、覆屋の老朽化、景観的な観点からの違和感に加え、展示環境の現状等から、現状の露出展示をやめ、基本計画に基づき現在の覆屋を撤去し、盛土の立体表示を行う（4p 図5 下段）。

南盛土は、基本計画に基づき、露出展示の範囲を拡大して覆屋を整備する（4p 図5 上段）。

8 大型掘立柱建物（Iゾーン）

露出展示は、覆屋の老朽化や景観的な観点からの違和感があるため、基本計画に基づき、展示中の遺構を埋め戻し、覆屋を撤去し、実物遺構の複製等を地表面に展示する。

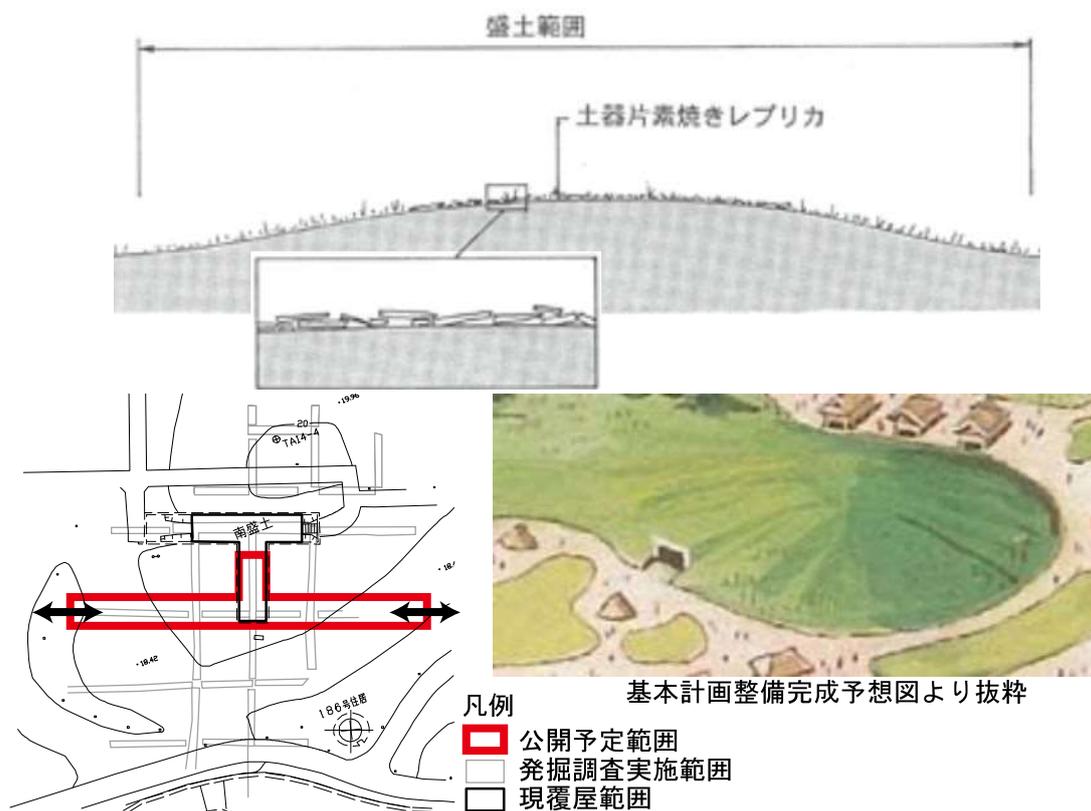


図5 北盛土（上）と南盛土（下）の整備イメージ

9 西盛土周辺（Mゾーン）

遺跡内には全体を俯瞰できる良い視点場がないため、西盛土付近の眺望を生かす新たな園路を設置する。

第5節 植栽及び修景に関する計画

現在、園内には過去の整備後に繁茂した外来種や針葉樹等の樹木が各所に見られるため、本計画では、現在の植生のうち縄文のたたずまいに不必要な外来植物と針葉樹は伐採し、谷及び低地部は、樹木を密集させないように維持管理を行うこと等に取り組む。縄文植物園では、縄文時代の植物利用の実態や植生などの理解を促すような状況を目指す。

第6節 案内・看板に関する計画

遺跡内の案内・解説板については、来館者の目線を意識し、整備の進捗に合わせ統一的なデザインで適切な位置に設置することとする。

第7節 公園設備・便益施設に関する計画

整備後約20年が経過し、全体的に劣化しているため、改修等を行う（図6）。

園路は、舗装面が劣化しているため補修する。

北地区の施設・設備について、新たに整備する覆屋への給電・給排水等の設備を整備する。

南地区の施設・設備について、縄文植物園及び地区全体の維持管理や体験活動などで必要な給電・給排水等の設備を整備する。

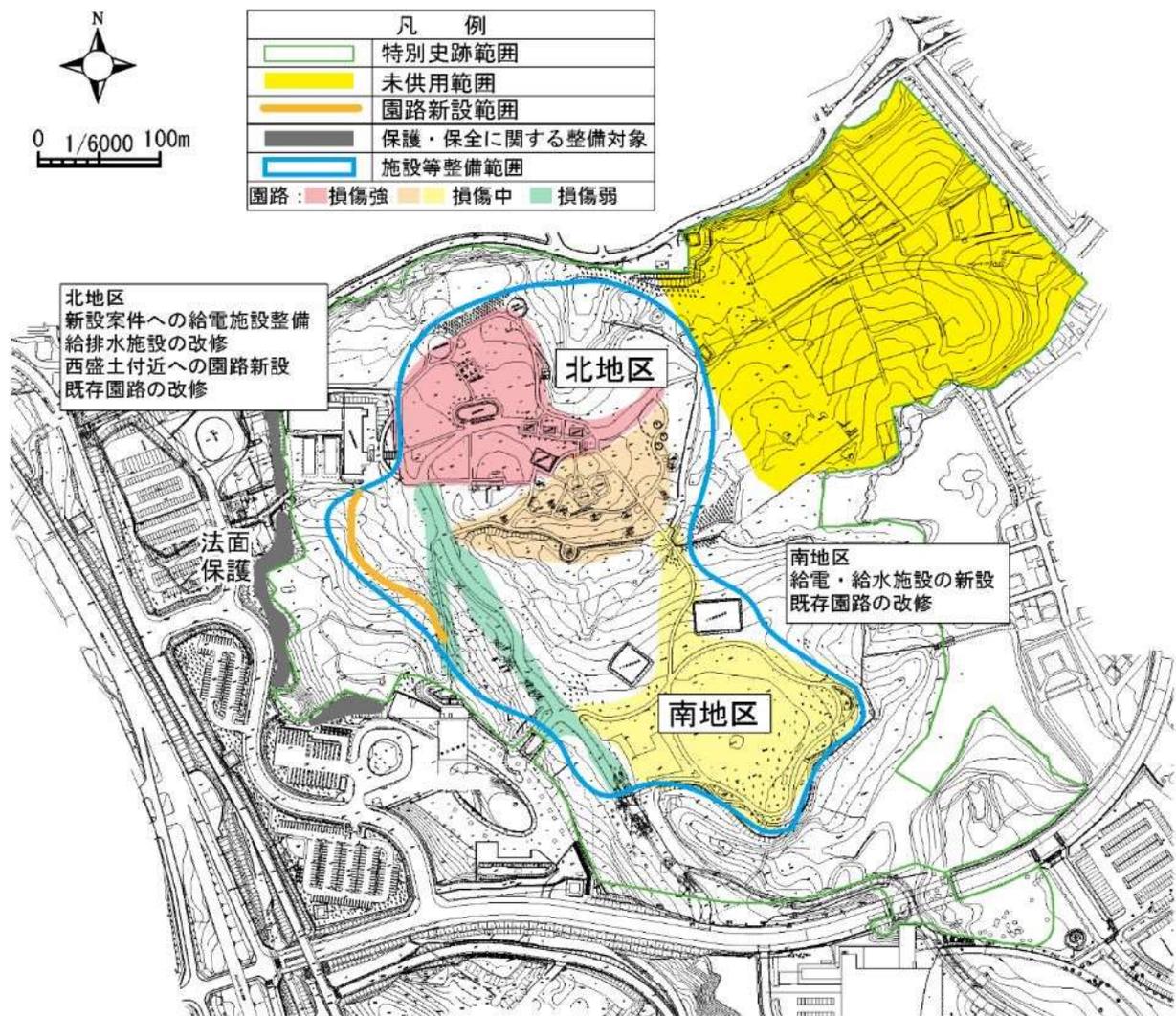


図6 園内施設整備予定範囲図

第8節 調査等に関する計画

発掘調査については、必要に応じて整備のための発掘調査も実施することとする。

環境調査について、露出展示遺構の保存管理や有機質遺物の保存状態維持に資するため、地下水の水位・水質や流れについて調査を継続する。

第9節 公開・活用に関する計画

縄文文化を体感し、理解を深めてもらうため、引き続き遺跡内において露出展示や立体表示、復元植生等を整備・公開するとともに、調査研究の状況等についても現地やホームページなどで積極的に公開する。

基本計画の方針に沿って実施してきた展示・ガイダンス、体験活動、調査研究、情報発信等を継続するとともに、(1) 屋内外の展示が一体となった企画の実施、(2) 復元遺構・植生復元の維持管理と連動したイベントや体験活動の開催、(3) 公開・活用事業への市民活動団体の参加促進、などにより、地域住民の参加を促進し、地域に愛される遺跡を目指す。

第10節 管理運営体制に関する計画

管理運営を適切に行っていくため、今後も国、青森市、地域住民、関係団体等と連携して遺跡の保存管理を行う。

第11節 事業計画

10年という長期間にわたる事業となるため、計画の進捗状況を確認の上、必要に応じてスケジュールの見直しを行うことで着実に整備計画を実施に移すこととする（図7）。

本計画終了後には、旧仮設展示室周辺や掘立柱建物の復元など、供用範囲で今回対象とならなかった部分の整備に加え、未供用範囲を含めた次の整備計画策定に向け検討を実施することとしたい。

	令和2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	10年	11年	
環状配石墓(立体表示)	基本設計	実施設計	既存覆屋撤去								次期整備計画の検討
大人の墓(立体表示)		実施設計	既存覆屋撤去								
南の谷			既存覆屋撤去								
北の谷			既存覆屋撤去								
大人の墓(覆屋改修)			実施設計	既存覆屋撤去							
子供の墓 (覆屋撤去→立体表示)			実施設計	既存覆屋撤去	整備工事						
北盛土 (覆屋撤去→立体表示)				実施設計	既存覆屋撤去	整備工事					
大型掘立柱建物跡 (覆屋撤去→複製展示)							実施設計	既存覆屋撤去	整備工事		
南盛土(覆屋改築)						既存覆屋撤去		実施設計	整備工事		
西盛土周辺 (園路・視点場設置)						実施設計	整備工事				
園路・排水溝・電気						実施設計	整備工事	整備工事	整備工事	整備工事	
史跡境界法面保護			実施設計	整備工事	整備工事						

図7 整備スケジュール

第12節 完成予想図

本計画による整備後の姿（10年後を想定）を完成予想図として示す（図8）。



図 8 10年後の整備完成予想図

青森県文化財保護審議会委員 人事案

担当分野	現在の委員（平成30年4月9日～令和2年4月8日）				委員候補者（令和2年4月9日～令和4年4月8日）				付記
	氏名	住所	職業	委嘱年	氏名	住所	職業	業	
1 県重宝	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	平成 28	岡田 俊治	弘前市	県立弘前工業高等学校 教諭	再任	
	斎藤 政人	南部町	県立八戸工業高等学校 非常勤講師	平成 30	斎藤 政人	南部町	県立八戸工業高等学校 非常勤講師	再任	
	美術工芸品 (工芸品)	石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 教授	平成 24	石川 善朗	弘前市	弘前大学教育学部 教授	再任
		美術工芸品 (絵画・彫刻)	山田 泰子	八戸市	八戸市新美術館建設推進室長	平成 30	山田 泰子	八戸市	八戸市新美術館建設推進室 室長
	考古資料		(欠員)			(欠員)			
6 歴史資料	福井 敏隆	弘前市	弘前市教育委員会生涯学習課図書 館・郷土文学館運営推進室嘱託員	平成 18	福井 敏隆	弘前市	弘前市教育委員会生涯学習課図書 館・郷土文学館運営推進室嘱託員	再任	
	歴史資料	藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館 歴史資料グ ループ 嘱託	平成 24	藤田 俊雄	八戸市	八戸市立図書館 歴史資料グループ 嘱託	再任
8 芸芸	(欠員)				(欠員)			新任	
9 民俗文化財	外崎 純一	青森市	民俗芸能学会評議員	平成 24	外崎 純一	青森市	民俗芸能学会評議員	再任	
	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文社会科学部教授	平成 15	山田 巖子	弘前市	弘前大学人文社会科学部 教授	再任	
11 史跡	工藤 竹久	八戸市	元八戸市博物館 館長	平成 24	工藤 竹久	八戸市	元八戸市博物館 館長	再任	
	12 名勝	兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園 代表	平成 30	兵藤 勝幸	藤崎町	藤崎造園 代表	再任
13 記念物		佐原 雄二	弘前市	弘前医療福祉大学 教授	平成 24	岡田 あゆみ	十和田市	北里大学獣医学部 准教授	新任
	14 植物	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部白神 自然環境センター 助教	平成 30	山岸 洋貴	弘前市	弘前大学農学生命科学部白神 自然環境センター 助教	再任
15 学校教育		柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校校長	平成 26	柴田 眞理子	青森市	元県立青森戸山高等学校校長	再任

青森県文化財保護審議会委員 人事案

青森県文化財保護審議会 関係法令（抜粋）

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

（地方文化財保護審議会）

第 190 条 都道府県及び市町村（いずれも特定地方公共団体であるものを除く。）の教育委員会に、条例の定めるところにより、文化財に関して優れた識見を有する者により構成される地方文化財保護審議会を置くことができる。

2 （略）

3 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。

4 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

青森県文化財保護審議会条例（昭和 50 年 12 月青森県条例第 44 号）

（設置）

第 1 条 文化財保護法（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）第 190 条第 1 項の規定に基づき、青森県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に青森県文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 2 条 審議会は、15 人以内の委員で組織する。

（委嘱及び任命）

第 3 条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員及び県の職員のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（任期等）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 （略）

(現行規則)

社会教育主事の派遣に関する規則

昭和四十九年三月二十八日
青森県教育委員会規則第四号

(趣旨)

第一条 この規則は、市町村の社会教育行政の充実に資するため、青森県教育委員会(以下「県教育委員会」という。)が社会教育主事を市町村(市町村の組合を含む。以下同じ。)の教育委員会へ派遣することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(社会教育主事の派遣)

第二条 県教育委員会は、次の各号に掲げる要件を備える市町村の教育委員会が社会教育主事の派遣を申し出た場合において、特に援助の必要があると認めるときは、県教育委員会事務局の社会教育主事を派遣する。

- 一 当該市町村の任用に係る社会教育主事が設置されていること。
- 二 その他当該市町村の社会教育行政の充実のために必要な措置が講じられていること。

2 前項第一号の規定にかかわらず、県教育委員会は、社会教育主事の派遣期間中に、当該市町村の任用に係る社会教育主事の設置が確実であると認めるときは、県教育委員会事務局の社会教育主事を派遣することができる。

(派遣の期間)

第三条 一の市町村に派遣される社会教育主事の派遣期間は、県教育委員会が派遣を受ける市町村の教育委員会と協議して定める。

2 県教育委員会は、必要と認める場合は、派遣を受けた市町村の教育委員会との協議により、前項の派遣期間を延長し、又は短縮することができる。

(身分及び職務)

第四条 派遣される社会教育主事(以下「派遣社会教育主事」という。)は、県の職員の身分と派遣を受けた市町村の職員の身分とを併せ有する。

2 派遣社会教育主事は、派遣を受けた市町村の社会教育に関する事務に従事する。

(給料及び手当等)

第五条 派遣社会教育主事の給料及び手当は、県の職員に関する法令の規定を適用して県が支給する。

- 2 派遣社会教育主事の赴任及び帰任に要する旅費は、県の職員に関する法令の規定を適用して派遣を受けた市町村が支給する。
- 3 前項に規定する旅費以外の旅費は、派遣を受けた市町村の職員に関する法令の規定を適用して当該市町村が支給する。

(分限及び懲戒)

第六条 派遣社会教育主事の分限及び懲戒は、県の職員に関する法令の規定を適用して県教育委員会が行う。

(服務)

第七条 派遣社会教育主事の服務は、派遣を受けた市町村の職員に関する法令の規定を適用して当該市町村の教育委員会が監督する。

(派遣申請)

第八条 市町村の教育委員会は、社会教育主事の派遣を求めるときは、あらかじめ当該市町村の長に協議し、書面により県教育委員会に申請するものとする。

(派遣に関する協定)

第九条 県教育委員会は、社会教育主事を派遣するとき、この規則の第二条から第七条までに規定する事項その他派遣に関し必要な事項について、派遣を受ける市町村の教育委員会と書面により協定する。

(施行事項)

第十条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和五七年教委規則第三号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十七年四月一日以降新たに行う派遣について適用する。

附 則(平成一二年教委規則第八号)

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

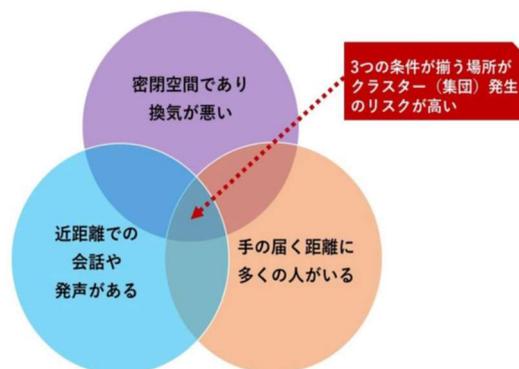
令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における 教育活動の再開等について（文部科学事務次官通知）（概要）

令和2年3月20日の新型コロナウイルス感染症対策本部での総理指示を受け、文部科学省では、3月19日に公表された「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）を踏まえ、引き続き厳重な警戒を行ったうえで、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）が重なることを徹底的に回避する対策を示すなど、新学期からの学校再開に向けた考え方及び留意事項等をまとめた通知を3月24日に発出。

I. 新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン【別紙1参照】

1. 保健管理等の徹底

- これまで集団感染が確認された場に共通する3条件が同時に重なる場面を学校において徹底的に避けるための具体的対応を明示（換気の徹底、近距離での会話等の際のマスクの使用等）
- 感染者、濃厚接触者に特定された児童生徒及び基礎疾患等により重篤化の恐れがある者は出席停止の措置
- 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等への配慮
- 児童生徒等の心のケア
- 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別の防止



2. 学習に著しい遅れが生じないように、補充授業・補習・家庭学習等を実施
3. 入学式等の学校行事の実施に際し3条件が重ならないよう対策
4. 部活動の実施に当たり3条件が重ならないよう実施内容や方法を工夫
5. 学校給食の実施に当たり、配膳する児童生徒の観察強化や会食の際の席を工夫
6. 教職員が罹患した場合や濃厚接触者である場合には出勤させない
7. 放課後児童クラブ等の密集性を回避し感染を防止する観点等から学校施設活用を推進
8. 新型コロナウイルスの影響等により経済的に困難な家庭に対する支援（入学金減免、就学援助の実施等）

II. 令和2年度以降に臨時休業を行う場合のガイドライン

1. 臨時休業実施の考え方【別紙2参照】
2. 学習に著しい遅れが生じないように、家庭学習を課すことに加え登校日を設定
3. 保護者のみが出席する行事の活用等により教科書が遅滞なく給与されるよう対応
4. 学校給食を休止する際には保護者や関係事業者等と必要に応じ協議
5. 非常勤職員を含む教職員全体の働く場の確保
6. 放課後児童クラブ等の密集性を回避し感染を防止する観点等から学校施設活用を推進

新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン
《チェックリスト》

- 児童生徒等及び教職員の毎朝の検温、風邪症状の有無等の確認を行う準備ができていますか？
- 手洗いや咳エチケットの指導を行いましたか？
- 学校医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整え、清掃などにより環境衛生を良好に保っていますか？
- 抵抗力を高めることが重要であることの指導を行いましたか？
- 3つの条件（換気の悪い密閉空間、人の密集、近距離での会話や発声）が同時に重なる場を避けるため、(1)換気の徹底(2)近距離での会話や発声等の際にマスクの使用等を行うことを教職員の間で確認しましたか？
- 一斉臨時休業に伴う学習の遅れに関する対応策について検討しましたか？
- 入学式や始業式の実施方法を工夫しましたか？
- 部活動の実施にあたり、実施内容や方法を工夫した上で、感染防止のための対応を行いましたか？
- 学校給食の実施にあたり、感染防止のための工夫を行いましたか？
- 放課後児童クラブや放課後等デイサービスのための教室等の活用について検討しましたか？

児童生徒等又は教職員に感染者が発生した場合の学校の臨時休業の判断について

児童生徒等又は教職員の感染が判明



<児童生徒等>

- ・ 当該児童生徒等について、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止
- ・ 他の児童生徒等について、濃厚接触者にあたりと特定された場合、同条に基づく出席停止

<学校>

設置者は、

- ・ 当該感染者の症状の有無
- ・ 学校内における活動の態様
- ・ 接触者の多寡
- ・ 地域における感染拡大の状況
- ・ 感染経路の明否

等

総合的に考慮し、都道府県等の衛生主管部局と十分に相談



感染した児童生徒等及び濃厚接触者の
出席停止のみ (学校保健安全法第 19 条)

学校の全部又は一部の
臨時休業を実施 (学校保健安全法第 20 条)

※今後、どこかの地域でオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合には、令和 2 年 3 月 19 日の「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議）で示された見解に基づき対応することとなります。